

明石市人権施策推進方針（素案）

2022（令和4）年 月

明 石 市

【目 次】

第1章 人権施策推進方針改訂にあたって	1
1 人権をめぐる世の中の動き	1
2 推進方針改訂の趣旨	2
3 推進方針の位置づけと計画期間（有効期間）	3
4 これまでの取組と課題	4
第2章 人権施策推進方針の基本的な考え方	8
1 人権尊重の理念	8
2 推進方針の基本目標	9
3 推進方針の基本方向	9
4 体系図	11
第3章 あらゆる場における人権教育・啓発の推進	12
1 学校・幼稚園・保育所等における人権教育・啓発	12
2 家庭・地域・職場等における人権教育・啓発	12
3 厚生館における人権教育・啓発	13
第4章 人権課題への取組	14
1 女性	14
2 子ども	16
3 高齢者	18
4 L G B T Q +（性的マイノリティ）	20
5 障害のある人	22
6 同和問題	24
7 外国人	26
8 多様な人権課題	28
第5章 総合的で効果的な推進のために	31
1 人権教育・啓発の専任職員の配置	31
2 庁内推進体制と職員研修の充実	31
3 関係機関・団体等との連携・協力の強化	32
4 市民の参画と協働による施策の推進	32
5 推進方針の広報・啓発活動	32
6 施策の推進による効果の測定	32

第1章 人権施策推進方針改訂にあたって

1 人権をめぐる世の中の動き

人権については、1948(昭和23)年に国連で採択された「世界人権宣言」以降、世界各国において、あらゆる差別をなくすための取組が続けられてきました。生活環境、労働環境や法的な整備といった制度の改善も行われてきましたが、抜本的な対策を行うには人の意識改革が最も重要であるとの認識のもと、1995(平成7)年から2004(平成16)年までの10年間で「人権教育のための国連10年」と定められました。

これに基づき各国においても行動計画が作られ、様々な人権教育が実施されるようになり、2004(平成16)年には「人権教育のための世界計画」が国連で採択されました。

わが国においてもこれら国連の動きに呼応して、1997(平成9)年に『人権教育のための国連10年』に関する国内行動計画」を定め、2000(平成12)年に「人権教育及び人権啓発に関する法律」が施行され、2002(平成14)年にはこの法律に基づく「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されました。これに基づき各自治体においても人権教育に関する計画等を策定し、教育・啓発活動が強化されてきました。

同時に、法的な整備による制度改善として、障害者虐待防止法、いじめ防止対策推進法、女性活躍推進法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消法、障害者差別解消法などの制定や改正が行われ、時代に応じた人権課題への対応が進みました。本市においても、手話言語・障害者コミュニケーション条例、障害者配慮条例、明石市子ども総合支援条例、あかしインクルーシブ条例などを制定し、すべての人にやさしいまちづくりに取り組んできたところです。

一方で、デジタル化・グローバル化の急速な進展によるSNSなどでの差別的な書き込みの拡散、DVの増大、新型コロナウイルスの拡大に伴う患者への差別など、新たな人権課題が生まれてきており、私たちには人権感覚を高め、これらの差別や課題に適切に対処できるよう、不断の努力が求められています。

こうしたなか、地球規模で人類が生きていくための持続可能な社会づくりへの認識が高まり、2015(平成27)年に「持続可能な開発のための2030年アジェンダ」が国連サミットで採択され、17個の「SDGs(持続可能な開発目標)」が設定されました。

このなかには、「5 ジェンダー平等を実現しよう」「10 人や国の不平等をなくそう」「16 平和と公正をすべての人に」といった、人権施策に直接つながる目標が掲げられています。

いま、「SDGs(持続可能な開発目標)」という共通目標のなかで、共生社会の実現へ向けた様々な取組が行われておりますが、一方では、人々を分断する「戦争」といった最大の人権問題も現実として起っており、今こそ私たち一人ひとりが人間の尊厳や正義について真剣に考えるべきときにあると言えます。

2 推進方針改訂の趣旨

本市では、すべての市民の基本的人権が尊重されるまちづくりを推進していくため、2002（平成14）年4月に明石市人権施策推進方針を策定しました。

この推進方針に基づき、人権意識の醸成を図り、だれもが暮らしやすいまちの実現をめざして、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障害のある人、外国人にかかる重要な人権課題について、明石市人権教育研究協議会などの関係団体と連携しながら、人権教育・啓発活動を推進してきました。

この推進方針を実効性のあるものにするため、個別の人権課題を所管する関係各課で構成する人権施策推進連絡会議を開催し、連携して市民の人権意識の醸成に努めてまいりました。

2011（平成23）年には1回目の改訂を行い、DVやいじめ、インターネットによる人権侵害など、より複雑化する課題や新たな課題を盛り込むとともに、庁内の各関連部署で行っているより具体的な取組内容を取りまとめた「実施計画」を策定することとし、毎年その検証を行いながら、必要な対策や教育・啓発に取り組んできました。

さらに、初回改訂に先立ち2010（平成22）年に人権に関する市民意識調査を行いました。実施計画や次の推進方針に反映させるため、今後5年ごとに市民意識調査を行うこととし、2015（平成27）年と2020（令和2）年に実施しました。

人権についてはこのようにさまざまな取組を行ってきたところですが、先の推進方針改訂から10年が経過するなか、人権課題はさらに複雑化しており、新たな課題も生まれています。

また、本市では2022（令和4）年度から「あかしSDGs推進計画（第6次長期総合計画）」がスタートし、「経済」「社会」「環境」の3側面にバランスの取れた持続可能なまちづくりを進めています。SDGs（持続可能な開発目標）には人権課題の解決も含まれており、これら新たな視点や課題を加味した人権施策が必要となっています。

このようなことから、次の4つのポイントに取り組むため、このたび2回目の推進方針の改訂を行うこととしました。

改訂のポイント

- ① 「いつまでも すべての人に やさしいまちを みんなで」の目標達成に人権の視点から取り組みます。
- ② 「共生社会」（インクルーシブ社会）の実現に寄与します。
- ③ 新たな人権課題を盛り込むとともに、市民意識調査の結果をもとに現在の視点で各課題をとらえなおします。
- ④ 前回の改訂（2011年度）以降の関係法令の制定・改正などを反映します。

3 推進方針の位置づけと計画期間（有効期間）

(1) 位置づけ

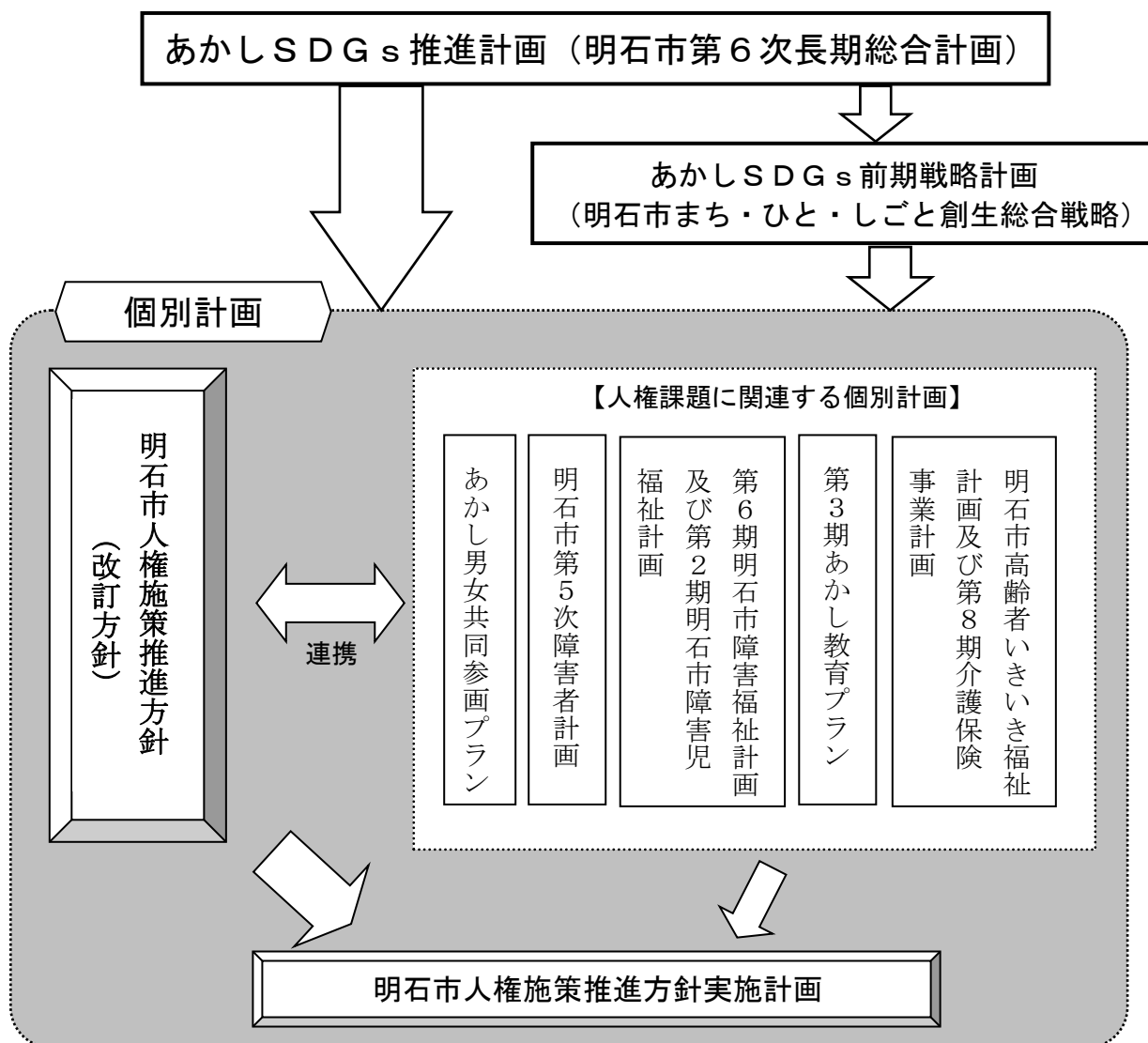
「明石市人権施策推進方針」は、「あかしSDGs推進計画（明石市第6次長期総合計画）」の個別計画と位置づけ、「あかしSDGs前期戦略計画（明石市まち・ひと・しごと創生総合戦略(第2期)）」に定められている人権推進に関し必要な施策やその考え方を示すものとしてします。

なお、本市の人権施策全般については、次章に定める「人権施策推進方針の基本的な考え方」に基づいて推進するものですが、個別の人権課題における具体的な事業は、各関連施策における個別計画等に基づいて実施していきます。

そして、人権施策推進方針のもと、各施策において実施される関連事業をとりまとめたものを「明石市人権施策推進方針実施計画」とします。

(2) 計画期間(有効期間)

上位計画である「あかしSDGs推進計画（明石市第6次長期総合計画）」に合わせ、2030(令和12)年度までとします。



4 これまでの取組と課題

(1) これまでの取組

本市では2002（平成14）年4月に策定した推進方針（2011（平成23）年改訂）にもとづいて、人権が尊重されるまちをめざして取組を進めてきました。

毎年の取組としては、8月の人権文化強調月間に「明石市人権教育研究集会」を、12月の人権週間には「あかしヒューマンフェスタ」等の各種行事を実施しています。また、「みんなのしあわせのために」など、さまざまな市民向けの啓発冊子を利用し、自治会・PTA・企業等あらゆる場において、人権意識の高揚をめざして人権教育・啓発活動を推進してきました。

2019（令和元）年度には、自治会・PTA等への研修が約500回開催され、約17,000人が参加しました。

※2021年度は、新型コロナウイルス感染拡大のため開催の自粛や規模を縮小して実施しました。（309回、8,342人参加）

学校・幼稚園では「あかし教育プラン」に基づき発達段階に応じた人権教育を充実してきました。

市職員については、人権施策を担当する部署が、全庁的に連携を図りながら事業を推進するために、人権施策推進連絡会議を通じて、事業の実施状況と新たな課題を検証しながら、社会情勢の変化に迅速に対応できるよう、児童虐待や高齢者虐待、DVなどの喫緊の課題について必要に応じて分野別のネットワークシステムを構築してきました。

さらに、すべての市職員・教員等が、より高い人権意識を持って業務を遂行するために、階層別研修のほかにも公募型研修などによって研修の充実を図りました。また、現代的な人権課題について学習するために人権セミナーを毎年開催してきました。

推進方針を実効あるものにするためには、関係機関・団体との連携が不可欠であり、国や県はもちろん、明石人権擁護委員協議会や人権啓発活動明美淡地域ネットワーク協議会、明石市人権教育研究協議会などと連携し、人権教育・啓発活動や相談活動を推進してきました。

(2) 市民意識調査より

人権・男女共同参画に関する市民意識調査^①（2020（令和2）年実施）の結果を見ると、人権問題を身近に感じる人（「ひじょうに身近に感じる」と「身近に感じる」の合計）は4割強で、身近に感じない人（「あまり身近に感じない」と「まったく身近に感じない」の合計）の3割弱より多くなっています。また、9割強の人が「人権は人が幸せに暮らしていく上で大切なものである」や「差別をすることは、人間として最も恥ずべき行為である」「社会的に弱い立場

^① 人権に関わる課題に対する市民の意識を把握するために、市内居住の18歳以上の男女3,000人を対象に、アンケート調査を実施しました。有効回収数は1,414件となっています。前回調査とは、2015（平成27）年度に行った明石市人権に関するアンケート調査のことです。なお、調査結果の比率は、各設問の無回答を含む対象者数を基数（N=Number of case、集計対象となるサンプル数）として百分比（%）で表しています。基数はN値として各グラフ上に記しています。

にある人の権利は、社会全体で守る必要がある」と回答しています。こうしたことから、差別の不当性や人権の大切さについて、市民の理解がある程度進んでおり、人権施策を推進してきた一定の成果が認められたと考えられます。

しかし、その反面で、「差別の原因は、差別される側にもある」と3割強の人が回答しています。理由があれば許されるということであるならば、差別や偏見は決してなくなりません。差別を肯定することなく、「どんな理由があろうとも差別はしてはならない」という正しい人権問題に対する理解と認識を深め、人権思想の普及高揚と豊かな人権感覚を築くために、さらに啓発活動を推進していく必要があります。

図1 人権問題に対する感覚

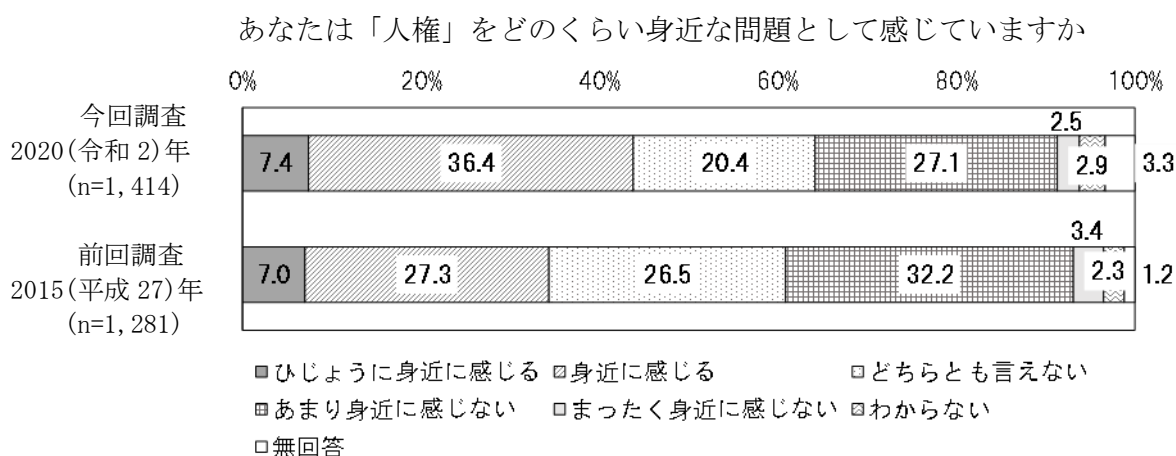
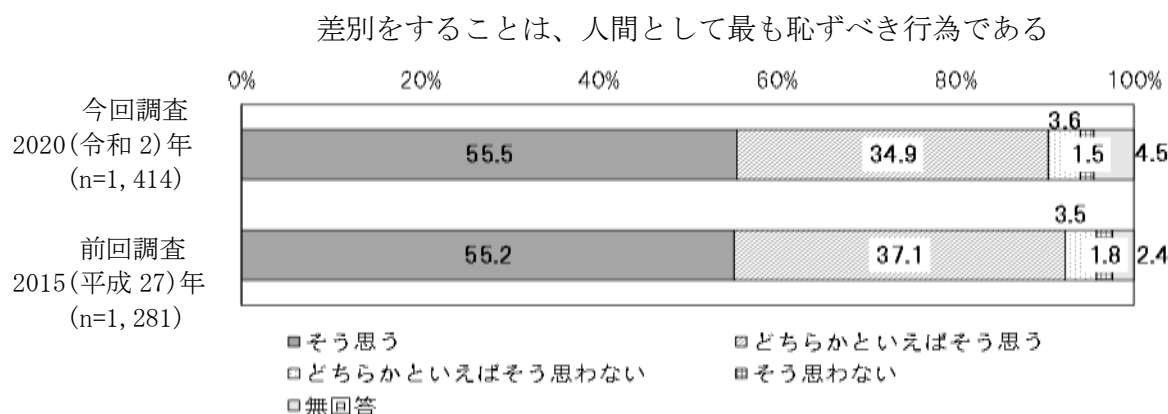
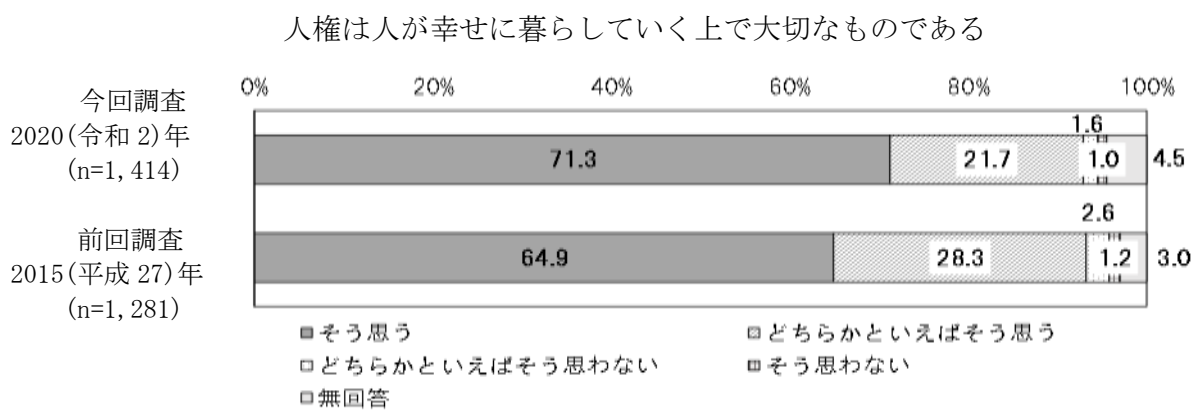
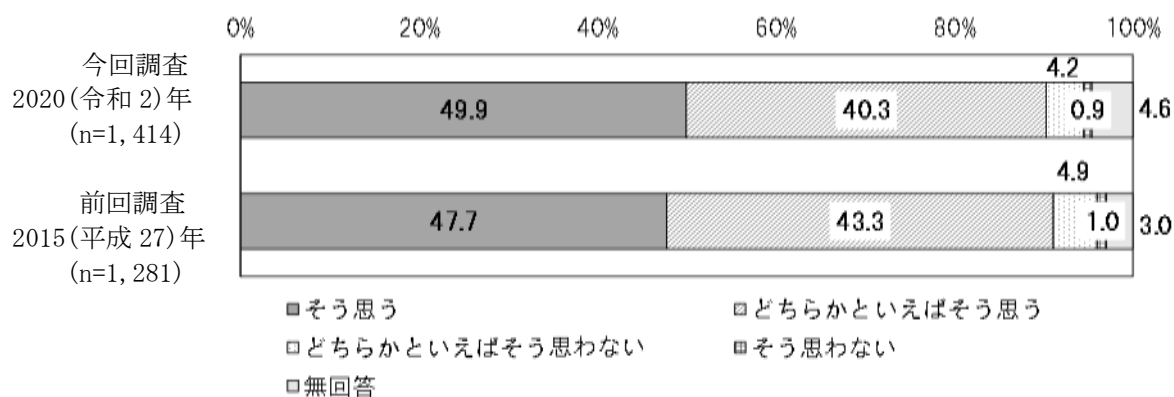


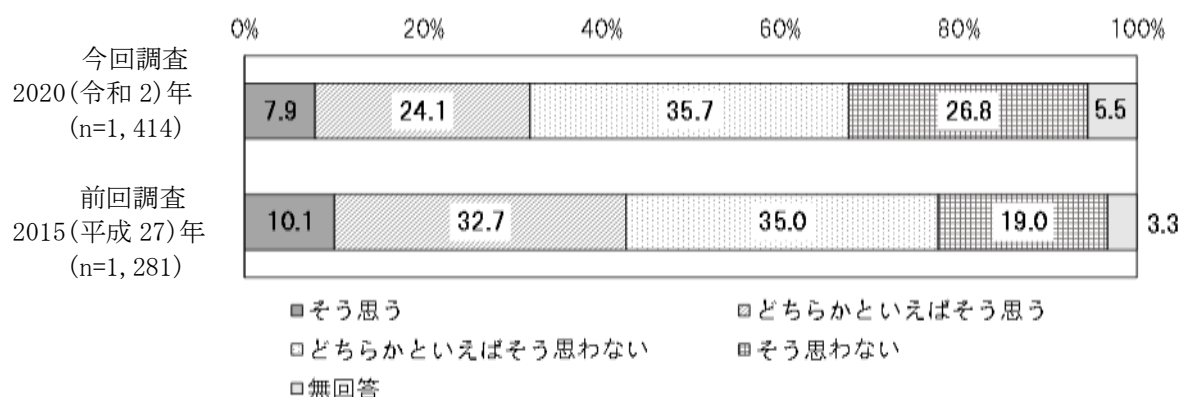
図2 人権や差別に関する考え



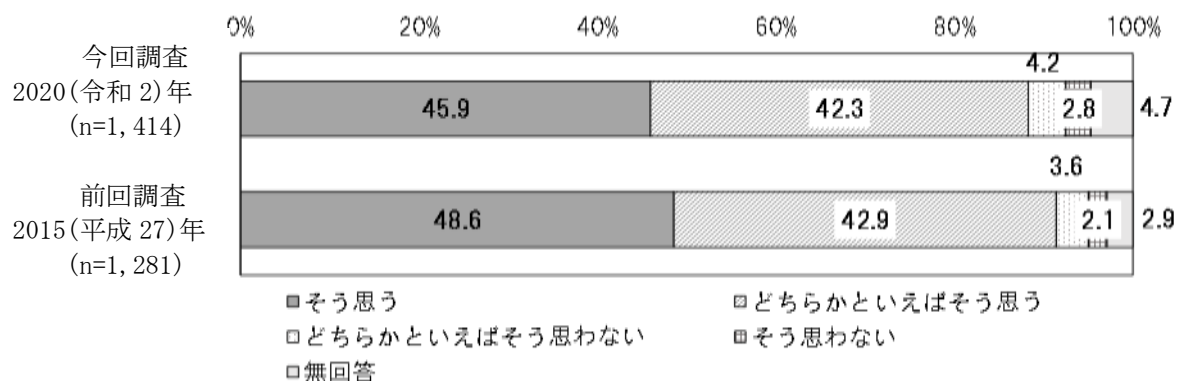
社会的に弱い立場にある人の権利は、社会全体で守る必要がある



差別の原因は、差別された人の側にもある



いかなる差別も完全になくすことはむずかしい



このように、市民の人権問題に対する理解がある程度進んできている反面、なお引き続き取り組むべき課題もあります。また、社会の変化によって、新たな人権課題が生まれ、明らかになったりしています。そのような状況の中で、市民の9割弱が「いかなる差別もなくすことはむずかしい」と感じています。このことを踏まえて推進方針を改訂し、根気強く啓発活動を推進していく必要があります。

私たちがめざすのは、すべての人の人権が尊重され、暮らしやすい、人権感覚あふれる共生社会であり、誰もが人権尊重を自然に行動で示すことのできる、人権文化が息づく地域です。

このような社会の実現に向け、取組を進めていく上で、今後の課題は次のとおりです。

(3) 今後の課題

① 社会情勢の変化による新たな人権課題、多様化・複雑化する人権課題への対応

少子高齢化や情報化社会の到来など社会の急激な変化の中で、高齢者虐待、インターネットによる人権侵害、増加する外国人への差別や偏見など、新たな人権課題が発生しています。また、社会の変化に伴い生活様式や価値観の多様化も進んでいます。一方で、新たな人権課題に対する法律や施策の整備も進んでおり、広く市民への周知が求められています。すべての人の人権が尊重され相互に共存しうる平和で豊かな社会を実現するために、市民の理解を深め偏見をなくしていける、多彩な学習機会の提供が求められています。

② 人権問題に対して主体的に行動できる心と態度を育む人権教育・啓発の推進

人権感覚あふれるまちにするためには、市民一人ひとりが人権問題に関心を持ち、自分の人権と同様に他人の人権を尊重する心と態度を育むことが必要です。人権をより身近なものとしてとらえ、市民一人ひとりが関わる問題として人権感覚を身につけるとともに、人権に関わる問題があったときは傍観者的な姿勢ではなく、主体的に行動していくことが求められます。そのために参加しやすく、効果的な啓発活動が推進できるように手法の改善が求められています。

③ 市民の力を生かした市民主体のまちづくりの推進

経済・社会・環境をめぐる課題が複雑に絡み合い、市を取り巻く状況は大きく変化しています。「誰一人取り残さない」まちづくりをめざす「あかしSDGs推進計画（明石市第6次長期総合計画）」では、これまで以上に市民主体のまちづくりが進められようとしています。人権施策の推進についてもSDGsの「パートナーシップ」の理念に沿って、市、市民、事業者、各種団体など、それぞれが役割を果たすとともに、連携を深め人権意識の向上に取り組むことが求められています。

④ すべての市民がお互いを尊重し支え合える共生社会の実現

家族構造の多様化と家族の支え合いの機能の低下や、個人を尊重するライフスタイルへの変化もあいまって、これまで地域を支えてきた従来のコミュニティは希薄化しています。このような中で、多様性を認め合い、支え合える人権感覚あふれる地域を創造していくには、一人ひとりが、自分の人権のみならず他者の人権についても高い関心を持ち、正しく理解し、お互いに尊重し合うことが重要です。そして、すべての人が自分らしく社会の一員として生きがいを持ち、笑顔で暮らし続けられる共生社会が求められています。

第2章 人権施策推進方針の基本的な考え方

1 人権尊重の理念

人権とは、すべての人間が、人間の尊厳にもとづいて持っている固有の権利であり、社会を構成する人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために、欠かすことのできない権利であって、すべての人に平等でなければならないものです。

日本国憲法においても、人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられたものであるとされ（11条、97条）、個人の尊重、生命、自由、幸福追求の権利の尊重（13条）と法の下での平等及び差別の禁止（14条）という包括的な規定とさまざまな人権の個別、具体的な保障規定の中に明文で示されています。これらは、国際社会で取り決められた諸条約によって、確認・強化されています。

これらの人権については、国や地方公共団体など公権力との関係においてはもちろん、国民相互の間においても尊重されるべきものです。

わが国における人権を取り巻く状況は、子どもや高齢者を始めとする弱者に対する虐待、差別などの人権問題に加え、インターネット上での誹謗中傷やプライバシーの侵害の増加など、複雑多様化しています。また、さまざまな取組にもかかわらず、人権尊重の理念の正しい理解や行動が充分定着しているとは言えません。児童虐待は毎年増え続け、学校でのいじめ、障害者や高齢者などに対する虐待、感染症に起因する差別も問題になっています。特定の人達への憎悪をあおる発言や性的指向・性別認識に基づく差別などもあります。

現在の社会では、一人ひとりが自らの人権を主張し行使するにあたって、自分の人権のみならず他人の人権についても正しい理解を持ち、自他の人権の共存を図っていくことが重要です。

そこで、人権に対する正しい認識が定着し、日常生活の中で自然に態度や行動にあらわれるように、あらゆる場や機会、手法を活用して人権教育・啓発を推し進めることが重要となっています。

すべての人々の人権が尊重され、相互に共存しうる平和で豊かな社会を実現するためにも、このような人権を取り巻く情勢を踏まえ人権教育・啓発のより積極的な取組が求められています。

2 推進方針の基本目標

誰一人取り残さない、人権感覚あふれる共生社会の実現をめざして

本市では、誰もが住み慣れた地域で自分らしく、社会の一員として生きがいを持って暮らし続けられる笑顔あふれる共生社会づくりをめざしています。そのためには、年齢、性別、国籍、障害の有無などにかかわらず、お互いに共感して人格と個性を尊重し、多様性を認め合い、支え合いながら主体的に行動することが求められています。

一方で、家族構造の多様化と家族の支え合いの機能の低下、個人を尊重する方向へのライフスタイルの変化等があいまって、これまで地域を支えてきた従来のコミュニティは希薄化しています。このような中で、多様性を認め合い、誰一人取り残すことなく、支え合える人権感覚あふれる地域を創造していくには、市、市民、事業者、地域やNPO等の活動団体などの多様な主体が、世代や分野を超えてつながり、市民一人ひとりが自分らしく安心して暮らし続けられる「人権感覚あふれる共生社会」を実現していくことが求められています。

推進方針の基本目標を「誰一人取り残さない、人権感覚あふれる共生社会の実現をめざして」とし、あらゆる行政分野において、人権尊重の視点に立ってすべての施策を展開していきます。

3 推進方針の基本方向

この基本目標の達成に向け、本市では次の3つを基本方向として設定し、すべての市民の人権が尊重され、誰もが心豊かに安心して暮らせる人権尊重のまちづくりをめざします。

(1) 人権感覚豊かな人づくり

人権感覚あふれる共生社会の実現のためには、人権感覚豊かな人づくりが基本です。本市では、「人権教育及び人権啓発に関する法律」に基づき「人権推進施策方針」を策定し、あらゆる場において人権教育・啓発活動を推進します。人権尊重の理念を普及させ、尊重の精神の涵養を目的とする学校・幼稚園・保育所などの教育機関への人権教育を推進します。また、人権尊重の理念の普及と理解促進を目的として市民・事業者・地域・NPO等の活動団体などへの多様な研修・情報提供・広報活動などを実施します。

(2) 人権文化が息づくすべての人にやさしい地域づくり

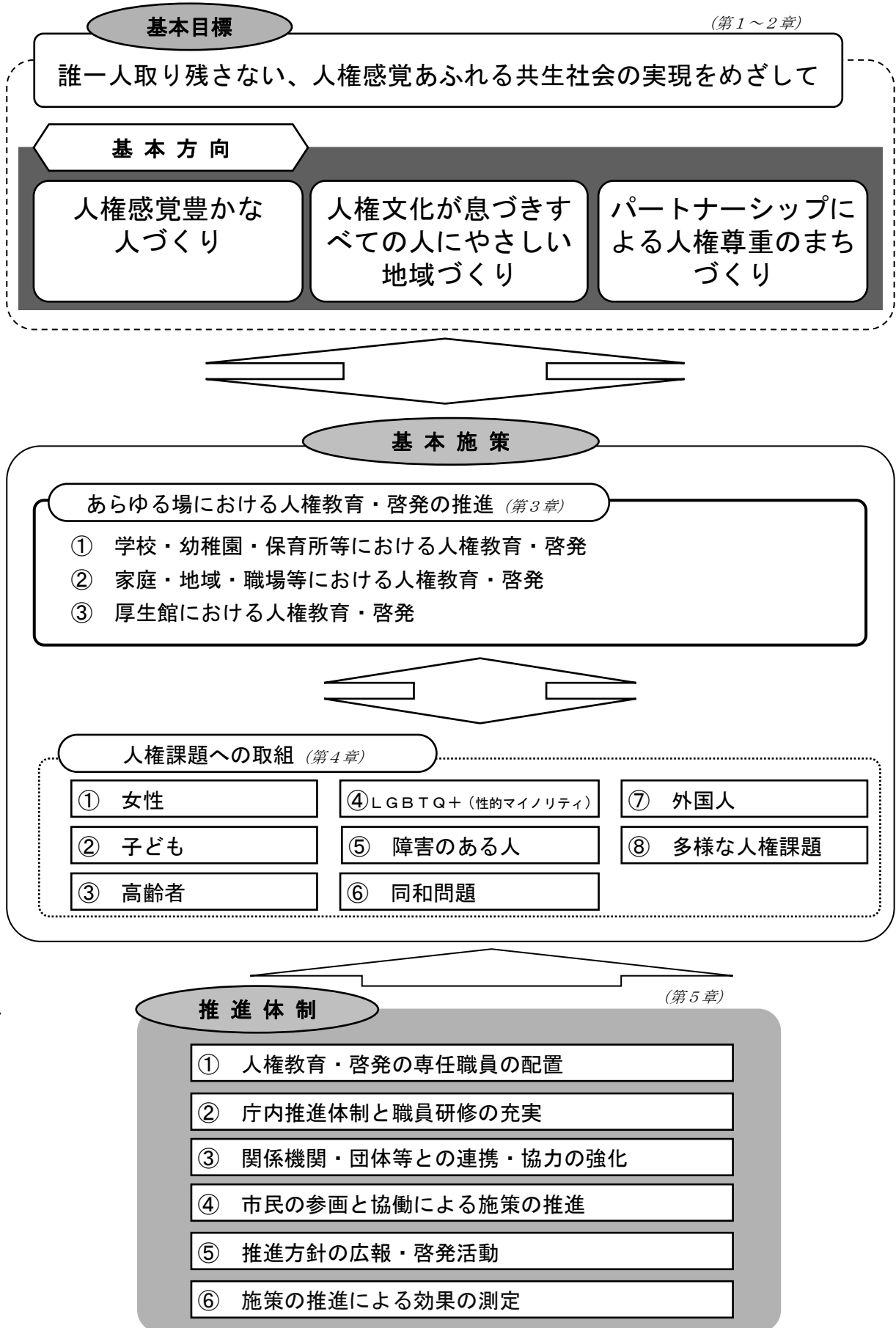
人権感覚あふれる共生社会の実現のためには、地域住民や地域の事業者・活動団体などの多様な主体が中心となって人権文化が息づく地域づくりに向けて、世代や分野を超えてつながることが大切です。本市においては、年齢・性別・国籍・障害の有無などに関わらず、誰一人取り残されないすべての人にやさしい地域づくりに向けて、連携を強化し人権教育・啓発に努めます。

(3) パートナーシップによる人権尊重のまちづくり

人権感覚あふれる共生社会をめざして、本市においては、SDGs（持続可能な開発目標）の理念である「パートナーシップ」の考え方を基軸として人権教育・啓発を推進していきます。行政機関や関係機関だけでなく、市民・事業者・地域・NPO等の活動団体などの多様な主体が人権問題の解決に向けて一丸となって目標の達成に向けて取り組む必要があります。

そして、多様な主体の自主的な活動の企画・運営の支援、ボランティアの育成などを行い、市民主体の人権感覚あふれる共生社会の実現に向けて取り組んでいきます。

4 体系図



第3章 あらゆる場における人権教育・啓発の推進

人権感覚あふれる共生社会の実現のためには、市民一人ひとりが、年齢、性別、国籍、障害の有無などに関わらず、お互いに共感して人格と個性を尊重し、多様性を認め合い、支え合いながら主体的に活動することが求められています。

本市においては、SDGsの理念である「パートナーシップ」の考え方を基軸として、市民・事業者・地域・NPO等の活動団体などの多様な主体と連携し、人権問題の解決に向けて一丸となって人権教育・啓発を推進していきます。

1 学校・幼稚園・保育所等における人権教育・啓発

- ① 幼稚園・保育所や子育て支援センターなどの教育・保育関連施設では、人との関わりや自然などとのふれあいにより、やさしさ、豊かな心、命の大切さなど、人権を大切にすることを心がけます。また、保護者との連携を図りながら、生活のあらゆる場面で「自分が好き、大切」という自尊感情を育みます。
- ② 小・中学校、高等学校では、法の下での平等、個人の尊厳などあらゆる人権課題に共通する普遍的な視点からの学習と、個別の人権課題についての学習をバランスよく取り入れます。
- ③ 学校・幼稚園・保育所などにおいて、子どもたちは人権教育としての学習だけでなく、教職員など周りの大人の言動や学習環境から知らず知らずのうちに人権感覚を身につけます。そのため、教職員の資質向上に努め、子どもたちの学習環境を人権の視点から充実させます。
- ④ 保護者が子どもたちに日常生活を通じて思いやりの心や基本的な社会ルールなどを教えていくことが大切であることから、親子ともに人権感覚が身につくよう、親の学習機会の充実や情報の提供を図ります。

2 家庭・地域・職場等における人権教育・啓発

- ① 家庭は、子どもの豊かな人権感覚を育む基礎を築く重要な役割を有しています。そのため、子育てに関する情報提供や相談・支援体制を整備するとともに、人権学習の機会の充実に努めます。
- ② 地域では、市民が参加しやすい人権研修会を開催するとともに、さまざまな活動を通して人と人との交流を促進し、人権文化あふれるまちづくりを進めます。
- ③ 企業、団体（NPO等）が人権尊重の視点でさまざまな人権課題に自主的に取り組み、社会的責任を果たせるよう、情報提供や人権研修・啓発活動の支援を行います。
- ④ 人権課題及び市民ニーズが多様化、複雑化していることを踏まえ、関係機関・各種団体と連携しながら、多彩な内容の研修会の開催に努めます。

- ⑤ 研修会や行事等において参加者が共感的に人権課題を理解できるように、参加者の気づきを大切にし、知識を得ることにとどまらず、家庭や地域での実践につながるような企画の立案、運営に努めます。
- ⑥ 研修会や行事を広く市民に周知することで参加者を増やすとともに、アンケートなどにより参加者の声を次の研修会に生かすシステムを確立します。
- ⑦ 効果的で効率的な啓発活動を進めるため、インターネットなどの活用を推進します。
- ⑧ パートナーシップによる人権感覚豊かなまちづくりの観点から、人権研修を市民の力を生かした市民主体の魅力的な生涯学習になるよう努めます。

3 厚生館における人権教育・啓発

- ① 地域における人権教育・啓発の拠点として事業を実施していきます。
- ② 広く地域住民の交流の場として活性化を図り、近隣の自治組織などと相互に連携を深め、より地域に根差した事業を展開して活用を図っていきます。
- ③ 施設の予防保全的補修を行うところにより、長寿命化と安全性の確保を行い、こども食堂や子どもたちへの学習支援にも取り組むなど多様化する社会課題への取組を積極的に進め、地域福祉の向上に努めます。

第4章 人権課題への取組

この章では取組が求められる人権課題の重点分野として、国等を参考に「女性」「子ども」「高齢者」「LGBTQ+（性的マイノリティ）」「障害のある人」「同和問題」「外国人」「多様な人権課題」の8つの分野に分けて、社会的背景や明石市人権・男女共同参画に関する市民意識調査〔2020（令和2）年実施〕の結果などを踏まえて、それぞれの現状と今後の取組を示すこととします。また、新たな分野の人権課題についても取組を示します。

なお、施策の推進にあたってはインクルーシブの理念に沿って、特に各課題における当事者の声を大切にしながら取り組んでいくことを基本とします。

1 女性

（1）現状と課題

■ 課題のポイント

- ◎日常生活で、男女の固定的な性別役割分担意識（「男は仕事、女は家庭」の考え方など）を「よく感じる」「時々感じる」人は約5.5割（※1）で、家庭、職場、地域などあらゆる場面でのジェンダー平等・男女共同参画の取組をさらに進める必要があります。
- ◎DVなどあらゆる暴力の根絶に向けた施策や、コロナ禍で顕在化した困難を抱える女性や子どもへの更なる支援が求められています。

（※1） まちづくり市民意識調査 2019（令和元）年6～7月

■ 社会的背景

- 国際社会の動き
 - ・2015（平成27）年、国連サミットで採択されたSDGs（持続可能な開発目標）の目標5は「ジェンダー平等を実現しよう」であり、男女間の不平等は途上国だけでなく先進国の問題でもあります。特に日本ではジェンダー平等に課題があります。
- 日本の動き
 - ・2013（平成25）年、「DV防止法」が改正され、さらなるDV対策の強化が進められています。
 - ・2015（平成27）年成立の「女性活躍推進法」や2018（平成30）年成立の「働き方改革関連法」により、職業生活における女性の活躍推進とともに、長時間労働の是正など従来の働き方を見直す動きが加速しています。
- 女性を取り巻く社会状況
 - ・配偶者暴力相談支援センターに寄せられる相談件数は年々増加し、相談内容も複雑化、深刻化しています。

■ 施策の現状

- ◆男女共同参画、女性の活躍推進、DV防止対策の取組
 - ・「あかし男女共同参画プラン」にもとづき総合的に取り組んでおり、「あかし男女共同参画センター」では女性の悩みや法律、就業などの相談のほか、女性のエンパワメントや再就職支援のセミナーなど啓発にも取り組んでいます。
 - ・地域の女性活躍推進のネットワーク組織と連携し、機運醸成を促すフォーラムや講演会、セミナーなどの啓発事業を実施しています。
 - ・配偶者暴力相談支援センターでは、DV被害者支援や困難な状況の女性支援、DV予防啓発に取り組んでいます。
- ◆明石市特定事業主行動計画の推進
 - ・市が事業主として上記計画を策定し、市役所の女性職員が一層能力を発揮し活躍できる環境整備と、男女ともに仕事と生活の両立を図り、意欲的に働くことのできる職場づくりを進めています。

(2) 施策の方針

- ・市民意識調査「女性の人権で問題があること」の調査結果からも、社会、職場、家庭における性別による役割分担意識や、女性の活躍に影響を及ぼす社会通念などが引き続き課題であることがうかがえます。

性別に関わりなく、お互いに尊重し認め合いながら、自分らしく個性や能力を十分に発揮して、誰もが幸せを感じることができる社会の実現を目指し、ジェンダー平等・男女共同参画に向けた取組を進めます。

- ・DVなどの人権侵害行為は決して許されるものではなく、被害者に対する必要な支援の充実とともに、DV防止の取組をさらに進めます。

(3) 今後の取組

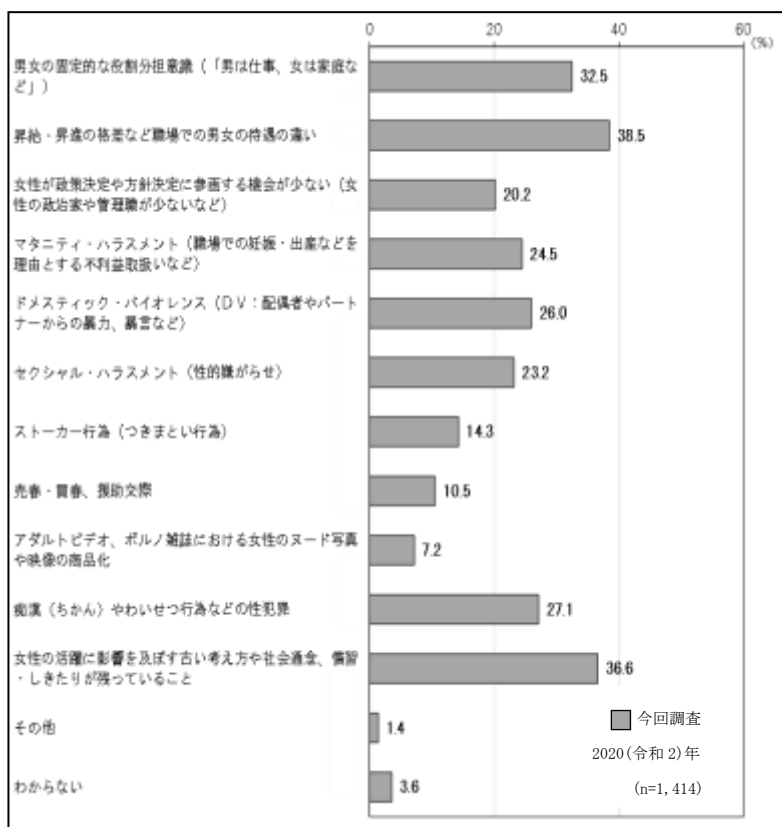
① ジェンダー平等・男女共同参画の取組

- ・職場や学校、地域などで、「男らしさ、女らしさ」など無意識の思い込み・偏見(アンコンシャス・バイアス)について学び、気づき、行動変容を促すような啓発活動を進めます。
- ・育児や介護と仕事が両立できるような多様な働き方の推進、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)が取れた職場環境づくり(男性育休促進、男性の家事育児参画促進等)のための事業や啓発活動を市内事業所などと連携して進めます。
- ・意思決定過程における女性の参画拡大が進んでいないことから、まずは市役所における管理職などリーダーへの女性登用やキャリア支援などの取組を強化します。

② 女性に対する暴力の根絶

- ・DV被害者に対して、相談から安全確保のための保護、生活再建支援、その後の継続的支援まで、関係機関と連携しながら切れめのない支援を行います。
- ・暴力を受け、自尊感情が低くなっている被害者に対して、自己肯定感を取り戻すためのサポート活動を促進します。
- ・デートDVなどの暴力の加害者、被害者、傍観者とならないために、学校等での若年層への教育、啓発の充実を図ります。

女性の人権で問題があると思うこと



資料：人権・男女共同参画に関する市民意識調査 2020(令和2)年

2 子ども

(1) 現状と課題

■ 課題のポイント

- ◎価値観の多様化が進む中で、子どもたちが豊かな人間性と人権感覚を育むことができるよう、人権尊重に配慮した保育・教育をさらに充実する必要があります。
- ◎児童虐待やヤングケアラーなど、子どもの人権や命を守る即応性と実効性のある支援策を充実させる必要があります。
- ◎いじめ問題については、インターネットやSNSを使うなどいじめが複雑化しています。
- ◎不登校の原因は、複合的な要因が絡み合っていることが多いので、専門家や関係機関との連携を図りつつ支援の充実をさらに図っていく必要があります。

■ 社会的背景

●国際社会の動き

- ・国連で1989（平成元）年に「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」が採択されました。

●日本の動き

- ・1994（平成6）年に「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」を批准しました。
- ・2000（平成12）年には「児童虐待防止法」が制定されました。その後、「児童福祉法」「児童虐待防止法」等が改正され、2013（平成25）年には「いじめ防止対策推進法」が制定されました。

●子どもを取り巻く社会状況

- ・少子化や核家族化の進行、地域コミュニティの希薄化等により、地域や家庭の子育て力・教育力が低下しています。
- ・児童虐待など子どもの人権・生命を脅かす事案が全国的に後を絶ちません。本市でも相談件数は増加し、相談内容も複雑化しています。
- ・インターネットへの書き込み（いわゆるネットいじめ）、スマートフォンの普及、有害情報の氾濫等が新たな課題となっています。

■ 施策の現状

◆子どもたちが健やかに育つための子育て・教育環境づくり

- ・「明石市子ども総合支援条例」を2017（平成29）年4月より施行しています。
- ・「明石市子ども・子育て支援事業計画」及び「明石市教育振興基本計画」に基づき、総合的に取り組んでいます。

◆児童虐待等への対策

- ・2004（平成16）年に構築した児童健全育成支援システム（こどもすこやかネット）に基づき、福祉・教育・医療・保健等の各分野の関係機関が連携して児童虐待等への取組を推進しています。
- ・2019（平成31）年4月に明石子どもセンター（児童相談所）を開所し、身近な子育て相談から支援が必要な子どもの発見、対応、家庭復帰後の地域支援まで、総合的で一貫したサポートを行っています。

◆いじめへの対策

- ・「いじめ防止月間」等の啓発活動を実施するとともに、教職員への研修や早期発見・早期対応のための学校支援を実施しています。

◆不登校への対策

- ・不登校未然防止「早期対応マニュアル」に基づいて未然防止・早期発見・早期対応に取り組むとともに、教育相談の充実、スクールカウンセラー等の専門家やもくせい教室（明石市適応教室）の活用などの取組を進めています。

◆ヤングケアラーへの支援

- ・検討会を発足し、取組を進めています。

(2) 施策の方針

人権が尊重される環境のなか、安全・安心で、一人ひとりに応じた質の高い教育の推進や、子どもの状況に応じた適切な支援の充実に取り組み、すべての子どもたちが、健やかに成長できるまちづくりをめざします。

(3) 今後の取組

① 子どもの人権の尊重に関する啓発の推進

- 子どもは一人ひとりがかげがえのない存在であり、国連で採択された「SDGs（持続可能な開発目標）」においては、すべての子どもに「ジェンダー平等」「質の高い教育」「平和で安全・安心な社会」「健康な生活」などを享受する権利を定めています。これらを基本に、子どもの人権尊重についての啓発活動をあらゆる場で推進します。

② 子どもの人権に配慮した保育・教育の推進

- 人権意識や多様な価値観の醸成を図り、多様化する社会を生き抜く力を育てるため、人権尊重の視点にたった保育・学校教育の充実を図ります。

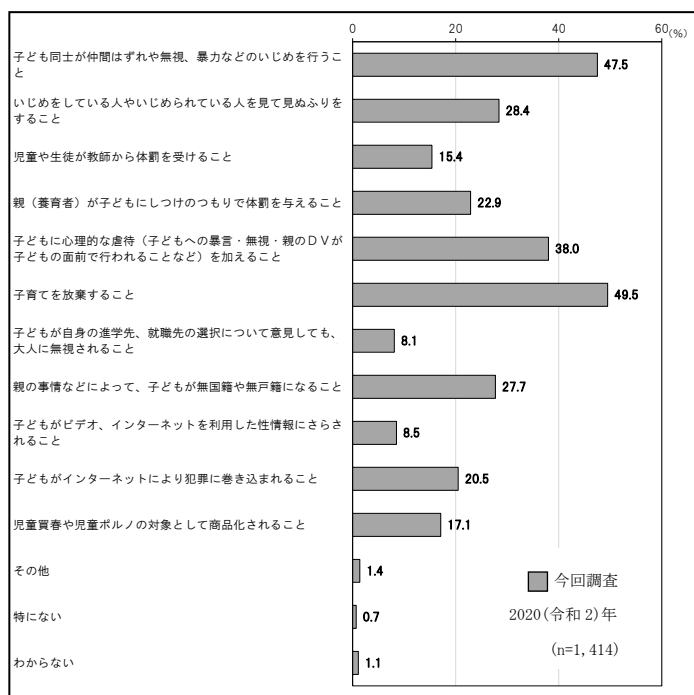
② 児童虐待防止対策の推進

- 学校、地域、関係機関が連携・協力し、虐待の未然防止、早期発見、早期対応に向けて、総合的に見守る体制を構築します。

③ いじめ対策の推進

- いじめの未然防止に向けた教育・啓発を推進するとともに、早期発見、早期対応に向けた学校の取組を支援し、相談体制の充実に努めます。

子どもの人権で問題があると思うこと



資料：人権・男女共同参画に関する市民意識調査 2020（令和2）年

④ 不登校対策の推進

- さらに子どもに寄り添える学校づくりを推進し不登校の未然防止に努めるとともに、関係機関と連携して不登校の早期発見、早期対応に努めます。

⑤ 特別支援教育の推進

- 特別な支援を必要とする子どもたち一人ひとりの教育的ニーズを把握し最適な指導や支援を行うとともに、インクルーシブ教育の推進に努めます。

⑥ 相談・支援体制の充実

- ヤングケアラーなど子どもを取り巻くさまざまな問題解決のために、学校、家庭、地域が連携を深め、一体となって取り組む相談・支援体制の充実に努めていきます。

3 高齢者

(1) 現状と課題

■ 課題のポイント

- ◎高齢者が生きがいを持って生活ができるよう、健康・仲間・生きがいづくりの推進と、地域社会の中で役割をもって活躍し、充実した生活を送るための取組の推進が必要です。
- ◎認知症等で判断能力が低下しても、その人らしい生活を送れるような支援が必要です。
- ◎高齢者虐待の対策、詐欺の被害などから高齢者を守るための支援の充実が必要です。

■ 社会的背景

●日本の動き

- ・2000（平成12）年に、「介護保険法」が施行されました。
- ・2006（平成18）年に、「高齢者虐待防止法」が施行され、早期の段階で市町村、包括支援センターに通報・届出できることが明示されました。
- ・2019（令和元）年に、認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる共生社会の実現を目指して「認知症施策推進大綱」が策定されました。

●高齢者を取り巻く社会状況

- ・本市では、高齢者数は年々増加し、高齢化率は2020（令和2）年10月1日現在で26.1%（住民基本台帳より）。認知症高齢者も年々増加する傾向がみられます。
- ・高齢者の孤立や高齢者虐待、老々介護による介護負担、8050問題など個人や世帯が抱える生きづらさやリスクは複雑化・多様化しています。
- ・全国的に高齢者が悪質商法や詐欺の被害に巻き込まれるケースが問題となっています。

■ 施策の現状

◆保健福祉サービスの推進、高齢者の積極的な社会参加・参画を支援

- ・2020（令和2）年に新たな「明石市高齢者いきいき福祉計画及び第8期介護保険事業計画」を策定しました。

◆高齢者の権利擁護の推進

- ・地域総合支援センターに委託し、権利擁護に関する普及啓発、高齢者虐待や消費者被害への対応、成年後見制度の利用支援、認知症の人等への支援などの権利擁護事業を実施しています。

◆虐待の防止、早期通報に向けた啓発

- ・虐待通報窓口や、介護に関する悩みを相談できる窓口を設置しました。また、夜間・休日の緊急相談専用電話を開設しました。
- ・虐待の早期発見・早期対応のための関係機関の連携強化、見守り体制の充実による虐待防止を図っています。
- ・市や地域総合支援センターへの相談件数が増加しています。

◆介護保険制度

- ・制度開始から22年が経過し、介護が必要な高齢者の生活の支えとして定着・発展しています。制度周知や、サービス利用の促進などの成果が認められています。

(2) 施策の方針

高齢者が、いつまでも自分らしく生活できるよう、支援の必要な人に必要な支援を届け、住み慣れた地域で安心して暮らし、役割を持って地域社会の中で活躍できるよう、高齢者の人権を尊重した社会づくりをめざします。

(3) 今後の取組

① 高齢者の人権を尊重する意識づくり

- ・高齢者への理解と人権擁護などについて市民の意識向上を図るため、地域、学校、家庭などにおける教育・啓発を推進します。
- ・認知症の人が自分らしく安心して暮らし続けられるように、認知症や若年性認知症に対する正しい理解の普及啓発や、相談支援体制の推進を図ります。

② 高齢者の権利擁護の推進

- ・高齢者への虐待防止に向けて、行政や関係機関、市民による一体的な取組体制を推進し、早期発見・早期対応に向けた施策の展開に努めます。
- ・悪質商法や詐欺などの被害を抑止する対策や、本人の尊厳の確保のため認知症高齢者に関する権利擁護等についての相談・支援事業を充実させます。

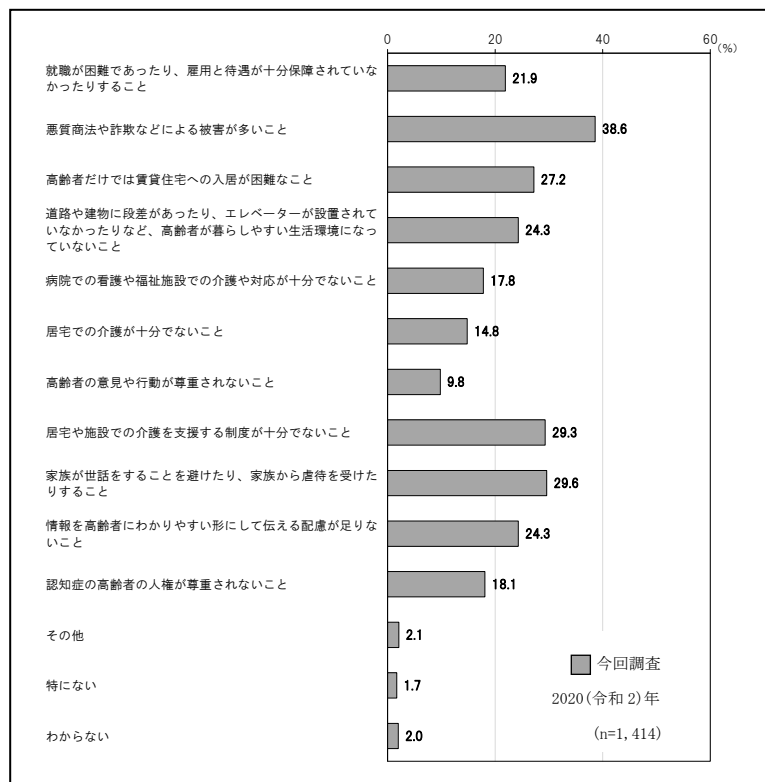
⑤ 高齢者の生きがいつくりと社会参加の充実

- ・高齢者が生きがいを持っていきいきとした生活ができるよう、高齢者の健康・仲間・生きがいつくりにつながる活動を推進するとともに、高齢者が地域社会の中で役割を持って活躍し、充実した生活を送れるよう、社会参画のための機会づくりを進めます。

④ 高齢者が安心して生活できる環境づくり

- ・高齢者が要介護状態等になっても、可能な限り住み慣れた地域で生活を営むことができるよう、支援のための各種制度の充実や質の向上を図ります。
- ・高齢者を取り巻く地域組織等と密接な連携のもと、高齢者が安心して暮らせるよう、地域における重層的な見守り体制の確立をめざします。

高齢者の人権で問題があると思うこと



資料：人権・男女共同参画に関する市民意識調査 2020(令和2)年

4 LGBTQ+ (性的マイノリティ)

(1) 現状と課題

■ 課題のポイント

- ◎ LGBTQ+ や SOGIE (ソジー: 性的指向、性自認、性表現のことで誰もが持つ性の要素) についての理解を促進するため様々な機会を通じた啓発を行っていくことが必要です。
- ◎ SOGIE を理由とした差別のない、一人ひとりの違いが受け入れられ、性の多様性が尊重される、共生社会の実現に向けた取組が必要です。

■ 社会的背景

● 国際社会の動き

- ・ 2011 (平成23) 年の国連人権理事会で「性的指向および性自認に基づく暴力行為や差別に重大な懸念を示す決議」が採択され、国際機関として初めて性的指向・性自認を人権課題として位置付けました。
- ・ 性的指向・性自認による差別禁止法、同性婚やパートナーシップ法がある国や地域が増えてきています。
- ・ 2022 (令和4) 年発効の世界保健機関「国際疾病分類 (ICD-11)」では、「精神疾患」分類の「性同一性障害」という概念がなくなり、「性の健康に関する状態」の分類に「性別不適合 (仮訳)」が新設されました。

● 日本の動き

- ・ 2004 (平成16) 年、性同一性障害者特例法が施行されました。
- ・ 2016 (平成28) 年、文部科学省は「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について (教職員向け)」を公表しました。
- ・ 2017 (平成29) 年には「いじめの防止等のための基本的な方針」の改訂にあたり、LGBTQ+ の児童生徒が明示されました。
- ・ 2020 (令和2) 年施行のパワハラ防止法 (改正労働施策総合推進法) で、性的指向や性自認を理由とした企業のハラスメント対策が法律上義務化されました。

● LGBTQ+ を取り巻く社会状況

- ・ 日本には、SOGIE を理由とした差別を禁止し、LGBTQ+ の人たちをあらゆる差別から守る法律はまだありません。
- ・ いじめ、自殺率の高さ、働く上での困難など、様々な深刻な課題があります。

■ 施策の現状

◆ 性の多様性への理解促進

- ・ 2020 (令和2) 年4月、LGBTQ+ や多様な性への理解を進める施策を開始しました。
- ・ 2020 (令和2) 年10月から、市民や児童生徒らに向けたLGBTQ+ / SOGIE 出前講座をスタートしました。
- ・ 2021 (令和3) 年1月、誰もが持つ性の要素である SOGIE を知って、どんな SOGIE の人も大切にする「ソジトモの輪」を広げる取組を始めました。

◆ 共生社会実現への取組

- ・ 2020 (令和2) 年7月、明石にじいろ相談 (LGBTQ+ 当事者やその関係者が抱える悩みの専門相談窓口) を開設しました。
- ・ 2020 (令和2) 年8月、市と医療・商工業・地域関係者で構成する「明石にじいろネットワーク会議」を設置し、地域課題の共有を図っています。
- ・ 2020 (令和2) 年12月、性自認と一致しない性別を選択することへの抵抗感や、戸籍上の性別と見た目の性別が異なるために窓口で再確認されるなどの精神的な苦痛を取り除くため、市が扱う申請書等の各種様式において、業務上必要な場合を除き、性別欄を削除しました。
- ・ 2021 (令和3) 年1月、LGBTQ+ をはじめ、人生のパートナーや大切な人を「家族」として公に証明する「明石市パートナーシップ・ファミリーシップ制度」をスタートしました。

(2) 施策の方針

SOGIEに関する差別や偏見がなくなるよう、様々な機会を通じてSOGIEに関する理解を広め続け、SOGIEのマイノリティであるLGBTQ+を含むすべての市民が自分自身を大切にし、自分らしく生き、互いを認め合える「ありのままがあたりまえのまち」の実現をめざします。

(3) 今後の取組

① 性の多様性についての理解の促進

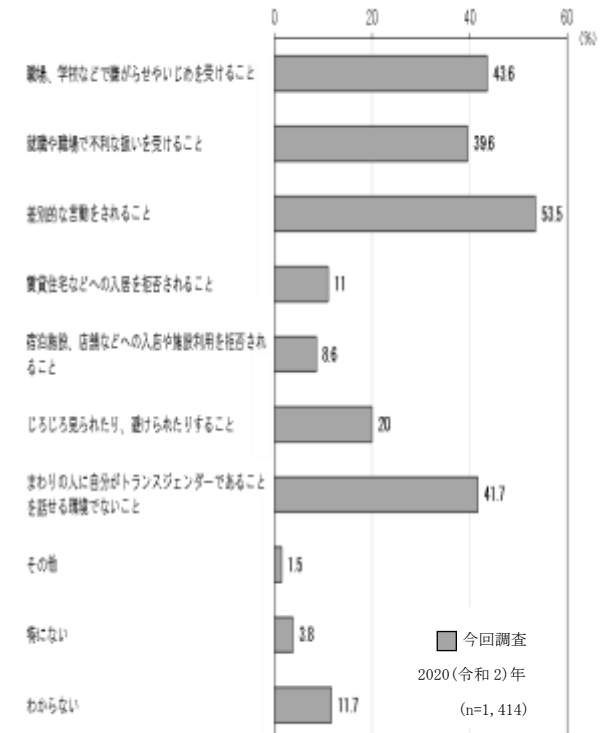
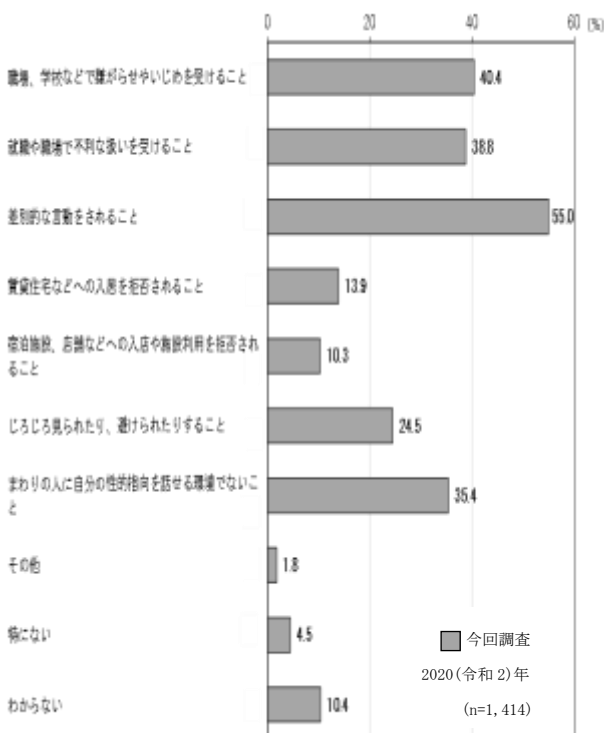
- ・ SOGIEやSOGIEのマイノリティであるLGBTQ+に関する研修・啓発を地域・学校・企業等へ実施し、理解促進に努めます。
- ・ 地域・学校・企業等との連携を通じ、LGBTQ+の生きづらさや困りごとを解消するための主体的な実践行動につながる取組を進めます。

② 一人ひとりの違いが受け入れられ、性の多様性が尊重される共生社会づくり

- ・ LGBTQ+本人のほか、家族や学校、事業者などからの悩みに関する相談体制の充実を図ります。
- ・ パートナーシップ・ファミリーシップ制度を拡充し、周知や情報発信を進めます。
- ・ SOGIEハラスメント防止のための施策の検討・実施に努めます。

異性愛、同性愛などといった性的指向に関する
ことで、人権上、特に問題があると思うのはどの
ようなことですか。(※3つまで選択可)

生物学的な性とところの性が一致しないトランスジェンダーに関する
ことで、人権上、特に問題があると思うのはどの
ようなことですか。(※3つまで選択可)



資料：人権・男女共同参画に関する市民意識調査 2020（令和2）年

5 障害のある人

(1) 現状と課題

■ 課題のポイント

◎障害のある人への理解を促進し、差別解消や虐待防止などの人権施策を更に推進する必要があります。

◎障害のある人が安心して暮らせるよう、すべてのライフステージにおける施策の充実を図り、生涯にわたって自立と社会参加の促進を図る必要があります。

■ 社会的背景

●国際社会の動き

- ・国連総会で2006（平成18）年「障害者の権利に関する条約」が採択されました。

●日本の動き

- ・2011（平成23）年に「障害者基本法」が改正され、「障害者虐待防止法」が成立しました。2012（平成24）年に「障害者自立支援法」が「障害者総合支援法」へ大幅改正されました。2013（平成25）年には、「障害者差別解消法」が成立し、「障害者基本計画（第3次）」が策定されました。これらの国内法の整備を経て、2014（平成26）年に「障害者の権利に関する条約」を批准しました。2018（平成30）年に、「障害者基本計画（第4次）」が策定され、「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」が改正・施行され、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の整備が続いています。
- ・本市では、2015（平成27）年度に「手話言語・障害者コミュニケーション条例」、2016（平成28）年度に「障害者配慮条例」を施行し、2021（令和3）年度に「旧優性保護法被害者等の尊厳回復及び支援に関する条例」を制定するなど、やさしいまちづくりの推進に向けての取組を行っています。

■ 施策の現状

◆総合的な施策の展開

- ・「明石市第5次障害者計画」にもとづき、8分野の施策で、「誰もが地域で安心していきいきと暮らせる 支えあいによる共生のまちづくりの実現」に努めています。

◆理解・情報・生きがいくりの充実

- ・差別解消や地域での交流・サポート体制の強化に取り組んでいます。

◆生活支援の充実

- ・サービスの提供体制・相談支援体制の充実や権利擁護推進に取り組んでいます。
- ・サービスの質の向上、量の確保が課題です。

◆療育・保育・教育の充実

- ・療育・保育体制の充実やインクルーシブ教育の推進に取り組んでいます。
- ・更なる相談体制の整備や理解促進が必要です。

◆生活環境の充実

- ・ユニバーサルデザインの視点に立った生活環境整備、防災体制の充実に取り組んでいます。
- ・避難しやすい避難所づくりが課題です。

◆雇用・就労の充実

- ・就労支援、啓発、就労の場の確保に取り組んでいます。
- ・就労定着率の向上が課題です。

◆保健・医療の充実

- ・疾病予防や医療的サポート体制づくりに取り組んでいます。
- ・体制づくりや費用負担に課題があります。

(2) 施策の方針

障害のある人の基本的人権が尊重され、地域で安心していきいきと暮らせる、支えあいによる共生のまちづくりの実現をめざします。

(3) 今後の取組

① 理解と尊重を通じての差別や虐待の防止

- ・虐待防止に関する体制の充実を図るとともに、障害への正しい理解と認識を深めるための啓発を行います。

② 一人ひとりのニーズに応じた療育・保育・教育の推進

- ・ライフステージに応じた切れ目ない支援とニーズに応じたインクルーシブ教育の推進を図ります。

③ サポートを受けた自立生活と意思決定支援の推進

- ・個人の意思決定支援をサポートする相談体制を充実し、自立生活のためのサービスの充実に努めます。

④ ユニバーサルデザインや防災

- ・防犯の視点を踏まえた生活環境の整備
- ・安心・安全の生活環境の整備と充実を進めていきます。

⑤ 意思疎通支援と情報アクセシビリティの充実

- ・孤立することなく、社会と関わることをできるよう情報アクセシビリティの向上を進めます。

⑥ 学習、スポーツ、文化、芸術活動を通じた社会参加の促進

- ・学習機会やスポーツ、文化・芸術活動の場の充実と情報提供を通じた活動の活性化を図ります。

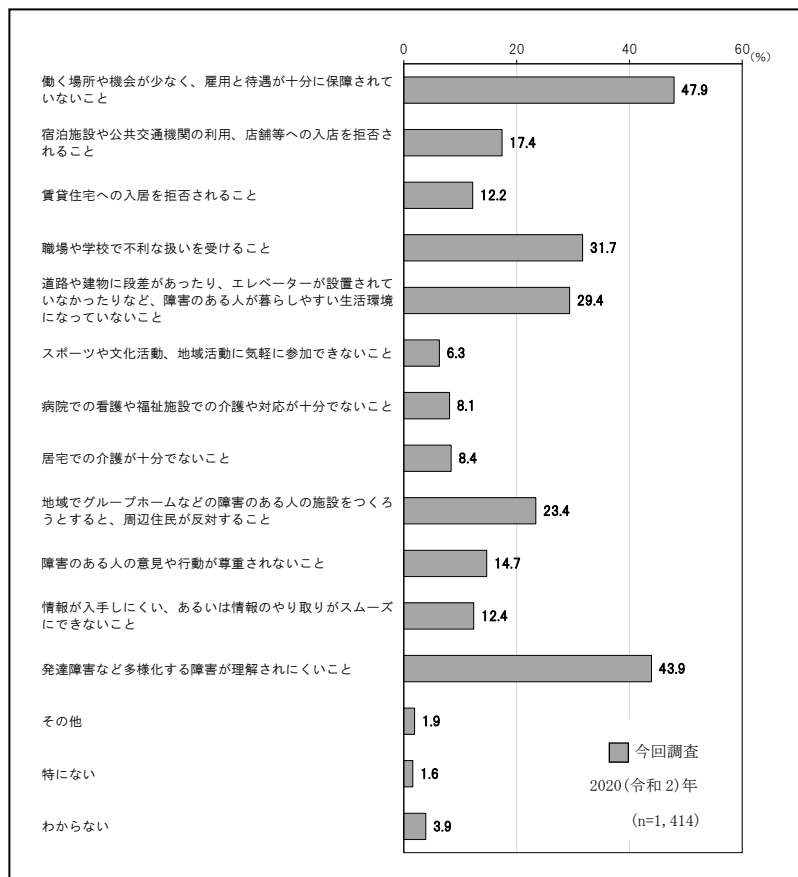
⑦ 雇用・就労（経済的自立）支援の充実

- ・雇用・就労を通じた自立のための就労機会の拡大を図るとともに、関連機関への理解啓発に取り組みます。

⑧ 身近な地域で保健・医療・リハビリを受けられる体制の充実

- ・日常生活を健康に過ごすため、予防を含めた重度化防止策を進めるための医療体制の充実を図ります。

障害のある人の人権で問題があると思うこと



資料：人権・男女共同参画に関する市民意識調査 2020（令和2）年

6 同和問題

(1) 現状と課題

■ 課題のポイント

- ◎現在もなお存在する同和問題の解消に不可欠な教育及び啓発に継続して取り組みます。
- ◎同和問題に対する知的理解と人権感覚を高める取組が求められています。
- ◎情報化の進展に伴うインターネット上での差別事案の増加に対応する必要があります。

■ 社会的背景

●国の動き

- ・1969（昭和44）年に「同和対策事業特別措置法」（時限法）が、不当な差別と偏見に苦しむ地域住民に対して、社会的・経済的地位の向上を阻む諸要因を解消することを目的に施行されました。
- ・住環境面等の改善が進んだことから、同法は、2002（平成14）年3月に終了し、その後は一般施策として取組が進められました。

●差別解消をめざして

- ・同和問題への正しい理解が進む一方で、この問題に関する人権相談・人権侵犯事件（結婚・雇用・身元調査など）は依然として発生しており、特にインターネット上での事案が増加しています。
- ・特別措置法終了後も依然として同和問題が存在する現状と、情報化の進展に伴う差別事案の変化等に対応するため2016（平成28）年に「部落差別の解消の推進に関する法律」（恒久法）が施行されました。

■ 施策の現状

◆差別意識の解消に向けた取組

- ・あらゆる場における人権教育・啓発活動の推進により、正しい理解が進むなど、差別意識解消に効果を上げてきています。
- ・明石市人権教育研究協議会などの人権団体との連携を図り、多様な人権課題について研究や研修を深めています。
- ・厚生館では、福祉の向上や人権教育・啓発の拠点としての機能を発揮し、幅広く住民が利用できる「開かれた地域のセンター」となるよう、交流促進事業等を中心に市民間の交流を図り、差別意識解消に取り組んでいます。
- ・インターネットモニタリングを実施し、表現の自由の問題に十分に留意しつつインターネットを利用した差別的書き込みに対して削除要請を行っています。

(2) 施策の方針

依然として残る同和問題の解消を重要な人権課題と捉え、人権教育・啓発活動等に積極的に取り組んでいきます。また、インターネット上で差別を助長するような内容の書き込みがされるといった事案も発生していることから、表現の自由の問題に十分に留意しつつ、その情報の削除をプロバイダ等に要請するなど適切な対応に努めていきます。

(3) 今後の取組

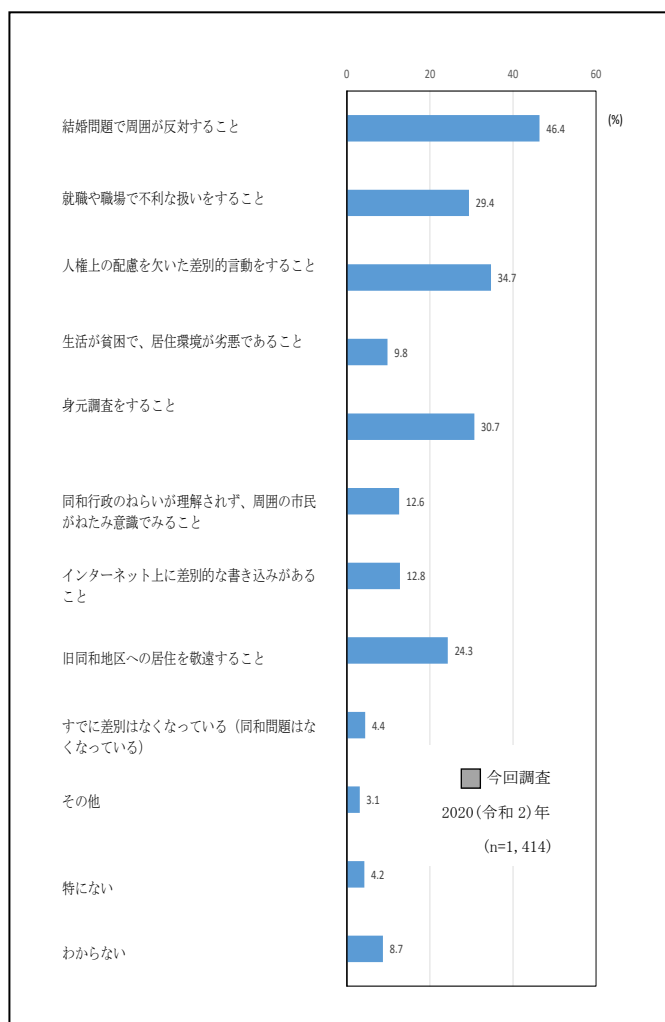
① 差別意識解消のためのさまざまな取組の推進

- ・同和問題についての正しい知識と理解を広める啓発活動を推進し、差別意識解消に努めます。
- ・子どもたちに、差別や偏見をなくすための人権意識を培うため、家庭、学校・幼稚園・保育所等での人権教育を推進します。
- ・全国的に同和問題解決の妨げとなっている「えせ同和行為」をなくすため、関係機関による情報交換や連携に努めます。
- ・インターネット上の差別を助長する表現については、削除要請をプロバイダに出すなど適切に対応します。

② 相談体制の充実

- ・今なお、結婚の際の身元調査などの事案が発生しています。法務局、人権擁護委員協議会などの関係機関・団体と連携を図り、各種人権相談、差別事象について、対応していきます。

同和問題で特に問題があると思うこと



資料：人権・男女共同参画に関する市民意識調査 2020（令和2）年

7 外国人

(1) 現状と課題

■ 課題のポイント

- ◎多文化共生社会実現のための教育・啓発の推進が重要です。
- ◎外国人が暮らしやすい環境づくりのための取組をより充実させることが必要です。

■ 社会的背景

●国際社会の動き

- ・国連は1965（昭和40）年に「人種差別撤廃条約」を、1966（昭和41）年には「国際人権規約」を制定しました。

●日本の動き

- ・1979（昭和54）年に「国際人権規約」、1981（昭和56）年に「難民の地位に関する条約」、1995（平成7）年には「人種差別撤廃条約」を批准しました。
- ・2016（平成28）年、政府がSDGs推進本部を設置し実施指針を策定しました。同年に「ヘイトスピーチ解消法」も施行されました。2019（平成31）年「出入国管理法」が改正・施行され、新たな在留資格が創設されました。2019（令和元）年には、「日本語教育の推進に関する法律」が施行されました。

●外国人を取り巻く社会状況

- ・外国人留学生や労働者の増加に伴い、地域社会において言語、文化などの違いや受け入れる側の問題もあり、外国人をめぐる様々な人権問題が起きています。
- ・本市では、2022（令和4）年1月1日時点で3,436人が外国人登録をしており、国籍は韓国、中国、ベトナムの順となっています。

■ 施策の現状

◆国際交流の推進に寄与

- ・アメリカ合衆国バレーホ市や中国無錫市との都市交流を深めるとともに、2006（平成18）年に市民参加のもとで明石市国際交流協会を設立しました。
- ・2019（平成31）年からは、明石文化国際創生財団が活動を引き継いでいます。

◆地域での多文化共生に向けた取組

- ・明石在住外国人への日本語学習支援や情報提供などのサポートのほか、国際理解セミナーや交流イベントを開催し、多文化共生を推進しています。

◆コミュニケーションに関する取組

- ・学校に県の「子ども多文化共生サポーター派遣事業」と市独自の「多文化共生ボランティア」の派遣を実施しています。

◆地域等での現状

- ・2020（令和2）年から9か国語のごみ分別マナー啓発チラシを作成するなど情報提供に努めています。
- ・日本語の理解が不十分な外国人市民
 - ・児童生徒への支援が求められています。
- ・新型コロナウイルス感染症の世界的な流行に伴う渡航制限等により、国際交流活動が大きな影響を受けています。

(2) 施策の方針

外国人に対する差別や偏見が解消され、互いの文化を理解し合い、対等な関係で同じ住民として共に暮らしていくことができる多文化共生社会の実現をめざします。

(3) 今後の取組

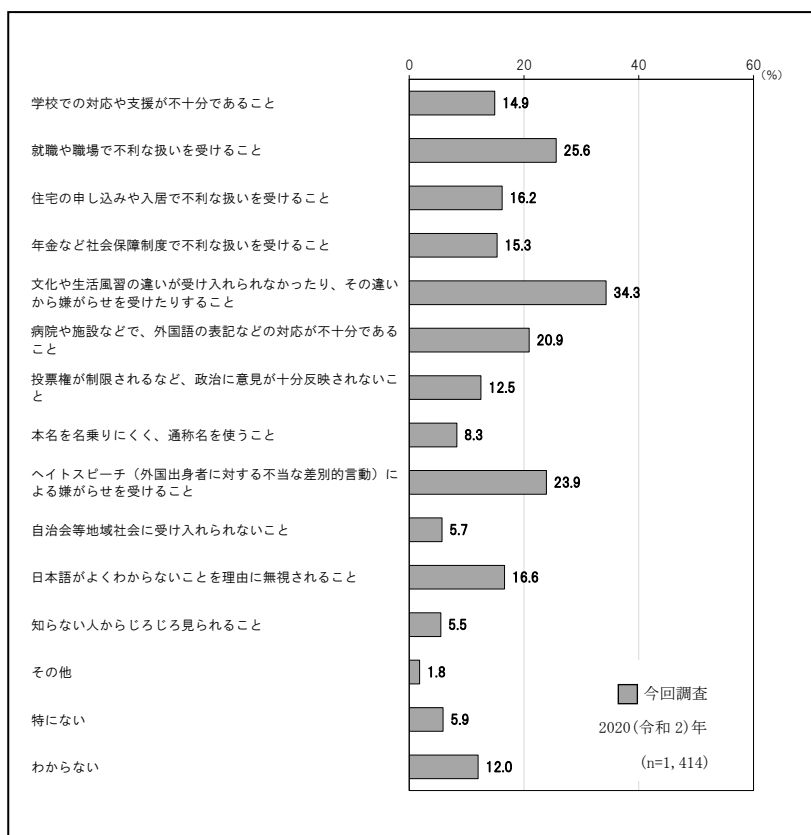
① 多文化共生社会実現のための教育・啓発の推進

- ・公益財団法人明石文化国際創生財団と連携して、日本語教室、その他のイベント等を実施し、国際交流や在住外国人との共生に関する市民の関心を高めます。
- ・地域での交流行事の開催支援に努め、異文化交流や相互理解を促進し、多文化共生社会づくりを進めます。
- ・差別や偏見の不当性に対する認識と理解を深め、その解消に努めます。

② 外国人が暮らしやすい環境づくり

- ・行政や地域に関する外国人への情報提供の推進のほか、相談体制の充実を図り、外国人が暮らしやすい環境づくりを進めます。
- ・日本語理解が不十分な外国人園児・児童生徒や保護者に対して当該園児・児童生徒等の母語を理解できる指導ボランティアを派遣して、外国人園児・児童生徒の自己実現を支援します。
- ・外国人の就労支援として、外国人労働者の雇用管理制度の啓発を行います。
- ・外国人にもわかりやすい、ユニバーサルデザインの視点に立った広報を展開します。

日本に居住している外国人の人権で特に問題があると思うこと



資料：人権・男女共同参画に関する市民意識調査 2020(令和2)年

8 多様な人権課題

わが国には人権に関わるさまざまな問題があります。差別、偏見、犯罪等で人権を侵害されている人たちの尊厳が回復され、人間として安心して暮らすことができる社会の実現が求められています。

とりわけ、社会情勢の変化とともに、インターネット上の問題や各種感染症による新たな差別事案など、人権課題は多様化し、複雑化しています。

(1) ホームレスなど生活困難者の人権

2002（平成14）年にホームレス自立支援法が制定され、国や地方公共団体の責務として、ホームレスの自立等を支援するため、福祉、就労、住居、保健、医療等の分野において総合的な取組を行うとともに、ホームレスの人権擁護について啓発を行うことを定めています。

しかし、ホームレスは高齢化や路上生活期間の長期化が進んでおり、心身の健康に不調を来すなど、厳しい生活を送っています。また、偏見や差別意識等からホームレスが襲われる事件や嫌がらせ等も発生しています。

ホームレスの一日も早い自立のためには、ホームレスの置かれている状況や自立支援の必要性について理解し、ホームレスに対する偏見や差別をなくすことが大切です。

(2) インターネットによる人権侵害

インターネットの普及により、その匿名性や情報発信の容易さから、個人の名誉やプライバシーを侵害したり、差別を助長する表現を掲載したりするなど、様々な人権問題が発生しています。インターネットを悪用したいじめや人権侵害に対して関係機関と連携して適切に対応を図ります。また、インターネットを利用する際の個人情報の適切な取り扱いに関する正しい理解を深めるための啓発活動と学校等での情報モラル教育を推進します。

(3) 犯罪被害者やその家族の人権

犯罪被害者とその家族は、犯罪による直接的被害にとどまらず、後遺症や心ない中傷など二次的被害にも苦しんでいます。犯罪被害者等を支援するため、2005（平成17）年に「犯罪被害者等基本法」が施行されており、本市においては、総合的な支援を盛り込んだ条例を制定し、犯罪被害者等に対してきめ細かな支援に努めています。2020（令和2）年には、「明石市犯罪被害者等の支援に関する条例」の3回目の改正と「あかし被害者基金条例」を施行し、犯罪被害者等への市民の理解を広げていくための啓発活動を推進するとともに、県、警察、NPO等の関係機関・団体との連携を強化し、支援の輪が広がるように努めます。

(４) 刑を終えて出所した人の人権

刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見・差別は根強いものがあり、就職差別や住居の確保が困難であるなどの人権問題が発生しています。本市では、2019（平成31）年4月から「明石市更生支援及び再犯防止等に関する条例」を施行し、地域社会の一員として円滑な社会生活が営めるよう支援するとともに差別や偏見の解消をめざし、関係機関や関係団体と連携・協力して、啓発活動の推進に努めます。

(５) HIV感染者やハンセン病患者、新型コロナウイルスなどの感染者等の人権

感染症に対する正しい知識と理解が十分ではないため、患者・元患者やその家族などが、周囲の人々の誤った知識や偏見等により、学校や職場、医療現場などで差別やプライバシーの侵害などを受ける問題が起きています。

病気に対する正しい知識と理解を広げ、差別や偏見をなくしていくことが必要です。

(６) アイヌの人々の人権

2019（令和元）年5月に施行された「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」では、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会を実現することを目的として、アイヌの人々への、アイヌであることを理由とした差別等の禁止やアイヌ政策を総合的かつ継続的に実施するための支援措置などが定められています。差別や偏見を解消するために、理解と認識を深めるための啓発活動を推進していきます。

(７) 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の人権

北朝鮮当局による日本人拉致は、我が国に対する主権侵害であるとともに、重大な人権侵害です。拉致問題に関する啓発については、2006（平成18）年に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、政府及び地方公共団体が拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民世論の啓発を図るよう努めるものと定められています。

「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」の取組などを通じて、我が国の国家主権と国民の生命および安全に関わる重大な問題である「拉致問題」について、啓発活動に努めます。

(８) 東日本大震災に起因する偏見や差別の問題

地震と津波により発生した東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う風評に基づく偏見、差別が今なお続いています。被災地の現状や放射能に関する情報について、正しく理解できるよう啓発・教育に努めます。

(9) その他の人権

(1)～(8)に掲げる課題のほか、自殺防止の取組やひきこもりの問題、人身取引事犯(性的サービスや労働の強要等)への適切な対応など、人権課題は多様であり、今後も社会情勢の変化に伴い新たな課題が生まれてくることが考えられます。すべての人の人権が尊重され、安心して暮らせる社会をめざして、あらゆる課題に対応できるよう努めます。

第5章 総合的で効果的な推進のために

本市では、人権尊重の理念を市が実施するすべての施策に共通する基本理念とし、市役所組織による推進体制の強化、施策の総合的かつ効果的な推進等に努めるとともに、幅広い市民の参画と協働のもとに「人権尊重のまちづくり」を着実に進めていきます。

1 人権教育・啓発の専任職員の配置

(1) 地域への推進体制の充実

人権教育推進員を中学校区に1名配置しています。人権教育推進員は、地域の人権啓発員(小学校区に2名配置)と共に、中学校区ごとの地区人権教育研究協議会と連携することで、自治会・子ども会・PTA・高年クラブなどを対象に地域に根差した人権教育・啓発の推進に努めます。また、人権感覚あふれる共生社会実現のため、各地区の人権教育研究協議会を通じて人権をベースとした地域づくりにも協力していきます。

2 庁内推進体制と職員研修の充実

(1) 推進体制の充実

① 推進組織の強化と連携、課題別プロジェクトの推進

人権施策を総合的かつ効果的に推進するため、市役所内の関係課・機関で構成する「人権施策推進連絡会議」を開催し、緊密な連携のもとに取り組んでいきます。

② 推進状況の点検・評価

本方針の推進状況を明らかにするために、「人権施策推進連絡会議」において関係課・機関との連絡、調整を図りながら、個別の分野ごとの人権施策の推進状況を総合的に検証します。なお、推進状況の点検・評価を効果的に実施するために、概ね5年ごとに市民アンケート等を実施し、進行状況を把握し、その結果を公表します。

(2) 職員研修の充実

本市が人権施策を推進するにあたっては、職員一人ひとりが人権尊重の視点のもとに行動することが強く求められます。こうしたことから、職種に応じた職員研修の充実に努めていきます。

また、市が事業等を委託している団体や指定管理者などに対しても同様に職員研修の充実を図るよう指導します。

3 関係機関・団体等との連携・協力の強化

(1) 関係機関・団体、企業との連携

本方針を実効性のあるものにするためには、国や県など関係機関はもとより、関係団体や企業等との緊密な連携と協力が必要です。

また、地域、保育所、幼稚園、学校、企業等からなる明石市人権教育研究協議会と連携を図り、市民のさまざまな生活圏に密着した人権教育・啓発活動を推進し、人権を意識した幸せな暮らしが実現するように努めます。

4 市民の参画と協働による施策の推進

(1) リーダーやボランティアの担い手の育成

人権教育・啓発を推進するためには、身近なところで活動するリーダーの役割が重要です。人権教育推進員等の各地区での取組などを踏まえ、リーダーの養成やボランティア等の担い手の育成、人材が有効に活用されるような支援体制を充実させます。

(2) 市民主体による生涯学習の一環としての人権学習

市民の参画と協働の観点から、人権学習と、市民参加・市民主体の生涯学習活動がつながるような環境整備を行います。

5 推進方針の広報・啓発活動


本方針の推進にあたっては、2020（令和2）年実施した人権・男女共同参画に関する市民意識調査の結果などを踏まえ、インターネットの活用や市の関係機関や関係諸団体等との連携を強化し、より市民に親しみやすく効果的な手法を取り入れる工夫をし、人権についての市民の学習を促進するための学習機会や情報の提供に努めます。

6 施策の推進による効果の測定

本方針に基づく人権施策の推進による効果を測定するため、次のとおり指標を設定します。なお、測定にあたっては、概ね5年ごとに市民アンケートを実施することとします。

(1) 人権教育・啓発活動の推進状況に関する指標


社会情勢や生活様式の急速な変化に伴って、人権課題は多様化・複雑化しており、人権教育・啓発の必要性がこれまで以上に高まっています。人権教育・啓発の推進状況を把握するための指標として次のとおり設定し、記載の方向をめざしていくこととします。

項目	実績 2020(令和2)年	めざすべき方向性
学校や職場等で人権や差別問題について学習した経験がある人の割合	77.9%	


* 人権・男女共同参画に関する市民意識調査 2020(令和2)年
 $100\% - (\text{学習したことがない} 17.9\% + \text{無回答} 4.2\%) = 77.9\%$

(2) 市民の人権意識に関する指標

人権が大切であることの理解を広め、人権侵害を受けやすい人に対する偏見をなくしていくことが、人権教育・啓発の重要な目的であることから、市民の人権意識に関する指標として次のとおり設定し、記載の方向をめざしていくこととします。

項目	実績 2020(令和2)年	めざすべき方向性
人権は人が幸せに暮らしていく上で大切なものであると考える人の割合	93%	

* 人権・男女共同参画に関する市民意識調査 2020(令和2)年
 $\text{そう思う} 71.3\% + \text{どちらかと言えばそう思う} 21.7\% = 93\%$

項目	実績 2020(令和2)年	めざすべき方向性
差別の原因は差別された人の側にもあると考える人の割合	32%	

* 人権・男女共同参画に関する市民意識調査 2020(令和2)年
 $\text{そう思う} 7.9\% + \text{どちらかと言えばそう思う} 24.1\% = 32\%$